

変更申請

堺市屋外広告物許可申請書

新規・**変更**・更新

令和〇年 〇月 〇日

堺市長 殿

(申請者) 住所(所在地) 〒〇〇〇-〇〇〇〇
大阪府堺市〇区〇〇町〇番〇号
氏名(名称) 〇×株式会社
(代表者氏名) 代表取締役 堺太郎
電話番号 072-000-0000

堺市屋外広告物条例 第3条第1項
第5条第1項 の規定により、次のとおり申請します。
第5条第3項
第13条の2第1項

表示又は設置の場所	(移動するものは、その範囲) 堺市 △区△△町△△ △区〇〇町〇-〇
用途地域等	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 (近隣商業地域)
沿道禁止区域	<input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 区域内 (指定道路名: 府道富田林泉大津線)
許可区域等	<input type="checkbox"/> 第1種許可区域 <input checked="" type="checkbox"/> 第2種許可区域 <input type="checkbox"/> 第3種許可区域 <input type="checkbox"/> 第4種許可区域 <input type="checkbox"/> 百舌鳥第1種特別地区 <input type="checkbox"/> 百舌鳥第2種特別地区

主な表示内容 ショップ〇〇、駐車場P 他 具体的な表示内容を記入してください

広告物の管理者	住所 〒000-0000大阪府堺市〇区△〇町〇番〇号	照明装置
	氏名 〇△株式会社 代表取締役 〇△ △△ 電話番号 072-100-0000	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
広告物の設置を承認した者 (土地・建物等の所有者又は管理者)	住所 〒000-0000大阪府堺市△区△〇町〇番〇号	道路占用許可
	氏名 □□ 〇△ 電話番号 072-200-0000	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
工事施工者	住所 〒000-0000大阪府堺市□区△〇町〇番〇号	堺市屋外広告業登録 堺市特例屋外広告業届出
	氏名 株式会社□△ 代表取締役 百舌鳥 次郎 電話番号 072-300-0000	平成〇年 〇月 〇日 第〇〇〇〇号
工事完了日 予定日	令和〇年 △月 △日	整理番号
		〇〇〇〇〇〇〇〇

注意事項

- ・ 正副2部提出が必要です。

表示場所が沿道禁止区域（指定道路の路端から両側100メートル未満の区域）内の場合は区域内にチェックし、該当する指定道路を記入してください。

【指定道路】

- ①近畿自動車道松原すさみ線
(府道泉大津美原線との分岐点から和泉市界までの区間)
- ②府道富田林泉大津線
(府道堺泉北環状線の内側(商業地域を除く))
- ③府道堺狭山線
(府道堺泉北環状線の内側(商業地域を除く))
- ④府道堺かつらぎ線
(府道泉大津美原線との交点から都市計画道路上之美木多上線までの区間)
- ⑤国道26号
(国道310号との交点から市道浜寺船尾線との交点までの区間)
- ⑥府道泉大津美原線
(都市計画道路松原泉大津線の部分)
- ⑦府道高速大阪堺線
- ⑧府道高速湾岸線
- ⑨三路線に囲まれた区域
(高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線(阪和自動車道)、府道堺かつらぎ線、府道泉大津美原線の3つの道路に囲まれた区域)

広告物の設置に関して、事前に土地・建物等の所有者又は管理者に承認を得た上で記名してください。

有の場合
占用許可書の写しが必要です。

最初に業登録(業届出)をした年月日を記入してください。
(更新日ではありません)

新規許可時に付番された整理番号を記入

変更申請

(第2面)

番号	種類	区分	掲出高さ(m)	1個当たりの手数料計算				数量(個) [B]	手数料(円) [A×B]
				たて寸法(m) [h]	よこ寸法(m) [w]	面数 [n]	面積(m ²) [h×w×n]		
1	自家用	屋上広告	3.50	3.00	3.00	4	36.00	1	変更なし
2	自家用	壁面広告		2.00	0.80	1	1.60	450	900
3	自家用	自立広告塔	15.00	2.50	2.50	2		1	変更なし
				3.00	0.80	2			
				1.85	0.80	2	20.26		
4	自家用	壁面広告		6.00	15.00	1	90.00	1	
		(うち、変更部分)		(1.50)	(2.00)	(1)	(3.00)	(1,000)	(1,000)
5	自家用	壁面広告		2.00	2.00	1	4.00	1,000	1,000
								合計	2,900 円

意匠
変更

広告塔等1つの掲出物件に複数広告物がある場合は、まとめて1つの掲出物件として面積・手数料を算出

部分
変更
追加

寸法・面積等数値は、小数点第2位まで記入してください。(3位切捨て)

掲出高さは下記の場合のみ記入
・自立広告
・屋上広告
・壁面広告(百舌鳥第1種特別地区に限る)

自立広告塔、自立広告板、置き看板、屋上広告、壁面広告、広告旗、車体広告、その他から該当する物を記入

写真・図面と番号が整合するように付番

変更、追加した広告物の手数料を記入してください。

注意

- 沿道禁止区域の欄は、次のとおりに入力してください。
掲出物件は全て記入してください。(変更しない広告物も含む。)
- かつこ内の指定道路名には、堺市屋外広告物条例第11条第6号の規定により市長が指定した区間を有する道路の名称を記入してください。
- 種類の欄は、自家用又は非自家用の別を記入してください。
- 区分の欄は、自立広告、屋上広告、壁面広告、広告旗、車体広告又はその他の別を記入してください。
- 掲出高さの欄は、自立広告物及び壁面広告物についてのみ記入するものとし、当該広告物の地盤面からの高さのうち最高のものを記入してください。
- たて寸法、よこ寸法及び面積の欄は、これらの数値に小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てた数値を記入してください。
- 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の生産緑地地区においては、原則として広告物の掲出はできません。